

## 訴訟事件の判決について

### 1 事件名

政務活動費返還請求事件（東京地方裁判所 平成26年（行ウ）第582号）

### 2 当事者

原告 中野区民4名

被告 中野区長

### 3 訴訟の経過

平成26年(2014年)11月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成28年(2016年)3月22日 東京地方裁判所で請求認容判決の言渡し

### 4 事案の概要

本件は、中野・子どもたちの未来が交付を受けた平成25年度政務活動費の支出の一部（以下「本件支出」という。）は、中野区議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲に違反するものであり、区長は本件支出相当額の不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていると主張して、区長に対し、当該会派に対しその返還の請求をすることを求める住民訴訟である。

### 5 判決

#### (1) 主文

ア 被告は、中野・子どもたちの未来に対し、223,000円の返還を請求せよ。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

#### (2) 判決理由の要旨

ア 条例別表において、政務活動費を充てることができる経費として、他の団体が開催する研修会等に参加するために要する経費である研究研修費、会派が住民から意見を聴取するための会議等に要する経費である広聴費を挙げており、政務活動費の手引き（以下「手引き」という。）において、これらの経費の例示を挙げていますが、他の団体の運営費や他の団体の年会費自体については、条例別表及び手引きには何ら記載がない。

イ 年会費を支払わなければ、公益社団法人青年会議所（以下「本件法人」という。）が実施する研修会等を受講することができなかつたとしても、当該年会費は当該研修会等に参加するために要する経費や会

派として地域団体の会合に出席する場合の会費相当額そのものではないから、研究研修費や広聴費と同視することができない。

ウ 条例別表は、包括的に会派が行う活動に必要な経費をその他の経費として挙げているが、本件法人の運営費を支出することが会派が行う活動に関連していたものといふ難いことに鑑みれば、本件支出がその他の経費に該当するものと解することもできない。

エ よって本件支出に政務活動費を充てることは、条例別表及び手引きの定めを逸脱するものといふべきであり、区は当該会派に対する本件支出相当額の不当利得返還請求権を有していると認められる。

## 6 判決後の対応

被告は、本件支出の適法性について、第1審においてその主張を尽くしており、本件については、控訴する積極的な理由を見出し、更に争うことは困難であることから、本判決に対し控訴はしなかった。

よって、本判決は、平成28年（2016年）4月5日の経過により確定した。